

春の火災予防運動が始まります！

4月20日（木）から30日（日）までの期間、全道春の火災予防運動が始まります。空気が乾燥し強風が吹くなど火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるにあたり、町民一人ひとりが防火意識を高め、火災の発生を未然に防ぐことを目的に実施します。

沼田消防では期間中、次の行事を実施しますので町民皆様のご協力をお願いします。

期間中の主な行事

- ①夜9時にサイレン吹鳴
- ②全町防火パレード
- ③夜間車両巡回
- ④防火査察
- ⑤消防団出動訓練

全国统一防火標語「お出かけは マスク戸締り 火の用心」

緊急消防自動車接近してきた時の対応をご存じですか？

毎年、全国的に緊急消防自動車の事故が発生しています。沼田町内においては町民の皆様の協力により事故は発生していませんが、沼田町内に限らず、外出先等で緊急消防自動車接近してきた経験はないでしょうか。そんな時、落ち着いた運転、行動ができるよう下記内容を確認して下さい。

緊急消防自動車が接近してきた場合には、次のような対応をお願いします。

（道路交通法第40条より）

■ 交差点又はその付近の場合

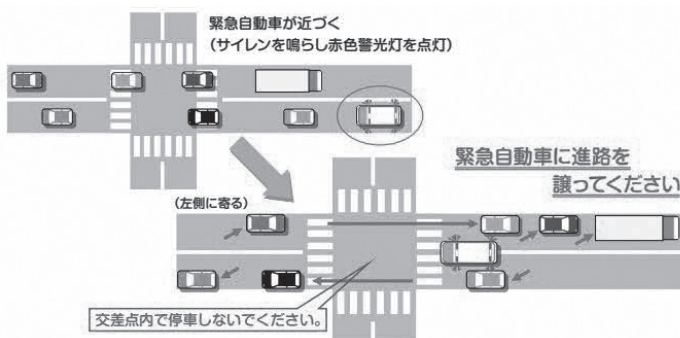
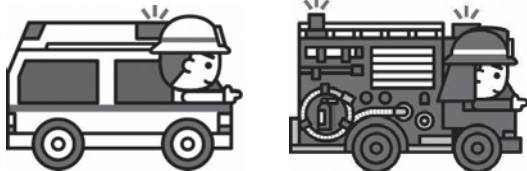
- ・ 交差点を避け、かつ、道路の左側（一方通行となっている道路においてその左側に寄ることが緊急自動車の通行を妨げることとなる場合は、道路の右側。）に寄って一時停止して下さい。

■ 交差点又はその付近以外の場合

- ・ 道路の左側に寄って、緊急自動車に進路を譲って下さい。

※進路を譲らなかった場合、緊急車妨害等違反として反則金及び違反点数の罰則に問われることがあります。

（道路交通法第40条及び第41条の2より）



消防署からのお願い！！

消防車や救急車は1秒でも早く現場に到着するため、「安全」「確実」「迅速」な緊急走行を心掛けています。消防車や救急車は多くの資機材を載せているためすぐには停まれません。

そのため、消防車や救急車が接近してくるのがわかったら、早めに進路を譲って頂くようお願いいたします。

